



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

・月額変更届(随時改定)について 2-3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

・特定保健指導を受けてメタボを改善しよう！ 4
・退職後の保険証は必ずご返却ください！ 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

・「社会保険の事務手続」テキスト配付のご案内 6
・令和5年度協会費払込書の送付について 6
・健康づくりDVD無料貸出のご案内 7
・「蓮沼ウォーターガーデン」入園割引券配付のご案内 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



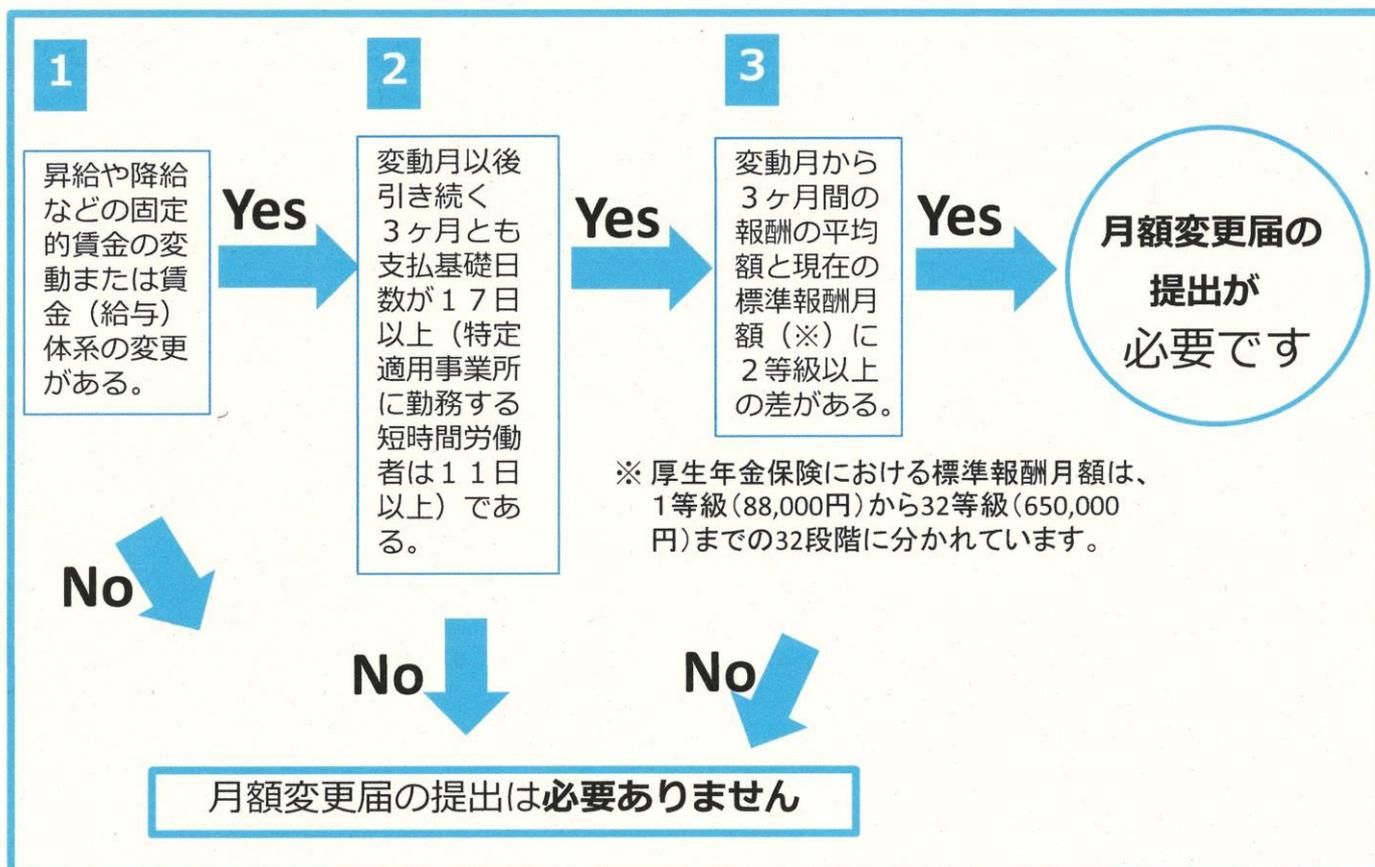
スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

月額変更届（随時改定）について

毎年1回の「算定基礎届」による定時決定で決定された各被保険者の標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）使用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。

◎月額変更届は、次の3つすべてに該当したときに必要です



月額変更届の提出は、電子申請が便利です。

電子申請は、届出データを届出作成プログラムによって作成する方法と、お手持ちの労務管理ソフトウェアを活用する方法があります。

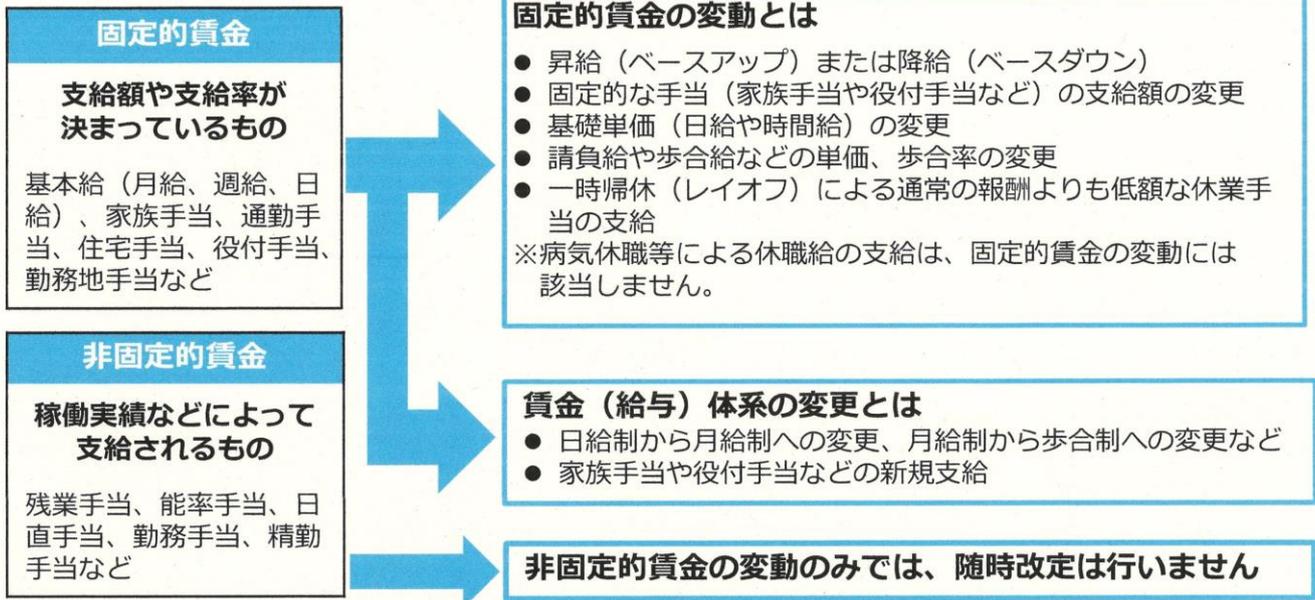
労務管理ソフトを活用しますと、届出データを作成せずに、簡単に電子申請できる場合もあります。

労務管理ソフトウェアをお使いの場合の取扱いについては、直接メーカーにお問い合わせください。

日本年金機構からのお知らせ

◎ 固定的賃金の変動・賃金（給与）体系の変更について

臨時改定は、固定的賃金の変動した場合に行われます。固定的賃金とは、稼働実績などに関係なく支給額や支給率が決まっているもので、非固定的賃金とは、稼働実績などにより支給されるものです。



◎ 随時改定（月額変更）の対象とならない場合

固定的賃金は増加しても非固定的賃金が減少したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上下がった場合、または、固定的賃金は減少しても非固定的賃金が増加したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、2等級以上の差が生じても随時改定には該当しません。したがって、月額変更届の提出は必要ありません。

固定的賃金の変動と月額変更届の提出必要の要否【 ↑…増額 ↓…減額 】

| 報酬 | 固定的賃金 | ↑ | ↑ | ↓ | ↓ | ↑ | ↓ |
|--|--------|---|---|---|---|---|---|
| | 非固定的賃金 | ↑ | ↓ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ |
| 3ヶ月の平均額（2等級以上の差） ※非固定的賃金（残業手当等）を含めた総支給額 | | ↑ | ↑ | ↓ | ↓ | ↓ | ↑ |
| 月額変更届の提出要否 | | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |

変動の原因である「固定的賃金」の矢印と変動の結果である「3ヶ月の平均額」の矢印が同じ向きときは、随時改定に該当します。逆の向きときは、随時改定に該当しません。

※3ヶ月間に支払基礎日数が17日未満（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日未満）の月が1ヶ月でもあれば、月額変更届は不要です。

○平成30年10月改定以降の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均による随時改定の届出をすることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。管轄の年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

特定保健指導を受けて メタボを改善しよう！

メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪の蓄積により、**高血圧・高血糖・脂質異常症**などが重複した状態のことです。
自覚症状はほとんどないものの、放っておくと動脈硬化が急速に進行し、**心臓病や脳卒中の発症リスクが高まります**。
生活習慣を改善することにより予防・状態を改善することができますが、1人ではなかなか難しいという方が多いです。



そこで！

協会けんぽでは、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクのある方に**特定保健指導を無料で実施**しています。

健康管理の専門家である保健師・管理栄養士が面談(訪問)し、生活習慣改善のためのサポートをさせていただきます。

【特定保健指導の流れ】

①案内が届く

健診受診後(2~3か月後)事業所様に「保健指導のご案内」が届きます。

※保健指導実施機関によって案内方法が異なる場合があります。

②日程調整

事業所のご担当者様は、面談の希望日を電話やFAX等でご連絡ください。

※業務調整、面談場所の確保にご協力お願いいたします。

③面談実施

保健師・管理栄養士が生活習慣改善のサポートを行います！

※健診当日に保健指導を受けることができる健診機関もあります。
※ICT(テレビやタブレット等を用いた通信技術)を活用した遠隔面接も実施しております。
※土日や業務時間外での実施も対応できる場合がありますので、ご相談ください。

健康に毎日を過ごすために、ぜひ保健指導をご利用ください。



詳しくはこちら▼



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

退職後の保険証は必ずご返却ください！

- ・月の途中で退職なので、月末までは使えるはず
- ・新しい保険証がくるまでは今までの保険証が使えるはず
- ・返却するように言われるまでは使えるはず

- 保険証が使えるのは退職日まで！
- 通院中の方は保険証が変わることを医療機関・薬局に伝えましょう



保険証が使用できるのは退職日までです。

退職される従業員とご家族分、全員分の保険証回収をお願いします。

資格喪失後の保険証の使用は、本来協会けんぽが負担する必要のない医療費を負担することとなるため、健康保険料率の増加に大きな影響を及ぼします。

医療費の適正化のため、資格喪失後の保険証の速やかな回収・返却にご協力ください。

※保険証の回収および返納は事業主の義務です。(健康保険法施行規則第51条)

※保険証の回収ができない場合、退職された従業員の方へ返納の催告を行うことがありますので、予めご了承ください。

△退職等で資格喪失後に医療機関等で保険証を使用した場合、協会けんぽが負担する医療費(総医療費の7割もしくは8割)を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

【保険証回収後の手続き】

被保険者（退職者）



被扶養者(ご家族)分も併せて保険証を事業所に返納 **※速やかに**

事業所



保険証と資格喪失届を日本年金機構(事務センターもしくは管轄の年金事務所)に提出 **※退職後5日以内**

※保険証が添付できない場合は、日本年金機構へ「被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。

※「被保険者証回収不能届」を提出された場合は、後日退職された従業員の方へお電話で保険証の返却について連絡させていただきます。



詳しくはこちら▼



お問い合わせ先 レセプトグループ TEL : 043-382-8314

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和5年度版 「社会保険の事務手続」テキストを配付します

社会保険制度を解りやすく解説！とても役立つ便利なテキストです

【申込方法】

下記申込書に必要事項を記入し、角2サイズ(縦33cm 横24cm)の返信用封筒(送付先住所と宛名を明記)と送料100円分の切手を同封のうえ、下記宛にお申込みください。※別表をご参照ください。
なお100円分の切手は返信用封筒に貼らずに同封してください。

《別表》

| | |
|--------|---|
| 切手(送料) | 1部につき 100円切手×1 |
| 返信用封筒 | 2部まで 角2封筒×1 (送付先住所・宛名明記) ※希望部数が多い場合は、応相談 |

【申込先】一般財団法人 千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

※コピーしてお申込みください

令和5年度版「社会保険の事務手続」テキスト申込書

※の項目は分からない場合は未記入可

事業所記号※

事業所番号※

事業所名

所在地〒

T E L

会員事業主の皆様へ

令和5年度 協会費払込書の送付について

日頃から当協会事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度協会費払込書を「社会保険ちば春号」とあわせてお送りいたしましたので、早期納入に格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、事業所の名称、所在地等の変更がありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

一般財団法人 千葉県社会保険協会

千葉県社会保険協会からのお知らせ

「健康づくりDVD」を無料貸出しています！

職場の健康づくりに役立つDVDをご希望の会員事業所様に無料貸出いたします。職場研修にも最適です。ぜひご利用下さい！

◆申込方法◆

申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

貸出期間 2週間 ※在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。
1回の貸出枚数 4枚まで ※貸出期間終了後は、速やかにご返却ください。

◆申込先◆

一般財団法人千葉県社会保険協会 FAX.043-233-3973



健康づくり DVD 貸出 申込書

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 事業所記号・番号 分からない場合は未記入可 | | 申込年月日 | 年 月 日 |
| 事業所名 | | 担当者名 | |
| 事業所所在地 | 〒 | 電話番号 | |
| 貸出希望期間 | 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() | | |

※ご記入いただいた情報は、事務処理のみに使用し、他用はいたしません。

↓ご希望する DVD 貸出希望欄に必ず をご記入ください。

| 貸出希望 | | タイトル名 | 時間 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 1 | はじめてのウォーキング&ジョギング | 30分53秒 |
| <input type="checkbox"/> | 2 | 若々しい体をキープ！エクササイズ&ダイエット | 32分15秒 |
| <input type="checkbox"/> | 3 | Good-bye ストレス | 28分37秒 |
| <input type="checkbox"/> | 4 | 正しく知れば怖くないがんのお話し | 25分59秒 |
| <input type="checkbox"/> | 5 | 健康サポート体操 | 60分 |
| <input type="checkbox"/> | 6 | 毎日筋活部 | 60分 |
| <input type="checkbox"/> | 7 | 夏の熱中症 冬のヒートショックに気をつけよう！ | 42分 |
| <input type="checkbox"/> | 8 | 元気な職場をつくるメンタルヘルス5 自分でできるストレスコントロール | 25分 |
| <input type="checkbox"/> | 9 | 元気な職場をつくるメンタルヘルス7 ストレスチェックを活用したセルフケア | 25分 |

※この DVD は著作権法上、無断で複製(デジタル化含む)編集することはできません。また、営利目的とレンタル、上映なども固くお断りいたします。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業

入園割引券を配付します

九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」



今年度も九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付します。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

営業期間 令和5年7月8日(土)～9月18日(月・祝)

※7/10(月)～14(金)、9月の平日は休園

営業時間 午前9時～午後5時(最終入園は午後4時まで)

※悪天候時は休園となる場合もあります。お出かけ前に直接お問い合わせください。

TEL. 0475-86-3171(蓮沼ウォーターガーデン)

利用対象者 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法 下記申込書に記入のうえ返信用封筒(94円切手貼付)を同封し、当協会宛てに送って下さい。

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 ※1事業所各15枚まで

| | 一般料金 | 協会契約料金 | 補助金 | 利用者負担 |
|--------------|--------|--------|------|--------|
| 大人 (18歳以上) | 1,900円 | 1,710円 | 360円 | 1,350円 |
| 高校生 | 1,100円 | 990円 | 240円 | 750円 |
| 中学生 | 450円 | 410円 | 210円 | 200円 |
| 小学生 | 400円 | 360円 | 200円 | 160円 |
| 幼児 (4歳～未就学児) | 200円 | 180円 | 100円 | 80円 |

申し込みは6月12日から受け付けます ※券が無くなり次第配付終了となります

※コピーしてお申込みください

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

| | | |
|-------------------|-----|---|
| 種別 ※枚数にご注意ください | 大人 | 枚 |
| | 高校生 | 枚 |
| | 中学生 | 枚 |
| | 小学生 | 枚 |
| | 幼児 | 枚 |

事業所記号(※分からない場合は未記入可)

事業所番号(※分からない場合は未記入可)

事業所名

所在地

TEL

※1事業所各15枚まで